



防災行政無線免許申請不備に対する 文書注意への対応及び今後の事業方針等について

令和4年9月5日にご報告しました「防災行政無線免許申請不備に対する文書による注意について」に関して、市としての同文書注意への対応及び今後の事業方針等について別紙のとおりご報告いたします。

■ 内 容 別紙のとおり



【問い合わせ】
共創企画部防災・危機管理課
防災・危機管理担当
担当 星・横倉
TEL 0277-46-1111 (内線462・463)

令和4年9月30日

報道関係者 各位

桐生市長 荒木 恵司
(担当：防災・危機管理課)

防災行政無線免許申請不備に対する文書注意への対応及び今後の事業方針等について

令和4年9月5日にご報告しました「防災行政無線免許申請不備に対する文書による注意について」に関して、市としての同文書注意への対応及び今後の事業方針について下記のとおりご報告いたします。

今後は、無線を運用する免許人として改めて電波法を始めとする関係法令の内容を再確認した上で正規の申請手続きを進めるとともに、工事発注者として事業の進捗管理の厳格化に努めてまいります。

市民の皆様生命と財産を守るため、一日も早く本市の防災情報伝達システムの運用を開始できるよう取り組んでまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 文書注意への対応

申請手続に関する進捗管理が十分ではなかったことを反省し、今後このような事態が起きないように、電波法を始めとする関係法令の内容を再確認し、免許人として主体的に関与しながら、代理人とともに正規の申請手続きを進めてまいります。また、申請書類提出前の確認や申請後の予備免許証等原本の確認を徹底するとともに、代理人及び工事監理業者との情報共有を確実に実施し、進捗管理の厳格化に努め再発防止に取り組んでまいります。

2 今後の事業方針

当初から予定している事業内容を実現させることを最優先事項として取り組み、デジタル防災行政無線稼働に必要な手続き及び作業を進めてまいります。

早期に事業を完了させるため、日本電気株式会社群馬支店（支店長 高野聡史：以下「NEC」という。）及び株式会社エスビイデー（代表取締役 皆川祥子：以下「SBD」という。）に継続して各業務を履行させることとし、原契約の工期を延長いたします。

また、当初の工期内に事業が完了できないため、現在新里・黒保根地区で運用しているアナログ波による防災行政無線は本事業完了まで使用できるように必要な措置を図ってまいります。

なお、工期変更に伴い本市に生じた損害について、NEC 及び SBD の両社に賠償を

請求してまいります。

3 その他

新たな工期が確定し、令和4年7月29日付市長専決処分により延期した条例施行期日が決定した際には改めてご報告させていただきます。

以上